

学校問題解決支援チーム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者等からの過度な要求・要望等により、学校の教育活動本来の業務に支障が出ること（以下「学校問題」という。）を防ぐため、その対応の在り方について市町村教育委員会を支援することを目的として設置する学校問題解決支援チーム（以下「支援チーム」という。）について、基本的事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 支援チームは、教育事務所ごとに置く。

(構成)

第3条 支援チームは、副所長、管理主事、指導主事、スクールカウンセラー及びその他教育事務所長が指定する職員で構成する。

2 支援チームのリーダーは、副所長をもって充てる。

(業務)

第4条 支援チームのリーダーは、管轄する市町村教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）の依頼を受けて支援チームを招集する。

2 支援チームは、市町村教育委員会に対して、学校問題の解決方法について助言を行う。

3 支援チームは、必要に応じて、埼玉県教育局関係課（以下、「教育局関係課」という。）及び関係市町村教育委員会の職員等を構成員とする対策会議を開催し、学校問題への対応を協議し、市町村教育委員会に助言する。

4 会議は非公開とする。

(教育局関係課との連携)

第5条 支援チームは、教育局関係課に対して、対策会議への職員の出席を要請することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。